

建物（防火対象物）の用途区分表

項		建物(防火対象物)	報告期間	
1	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	1年に1回:特定	
	ロ	公会堂、集会場		
2	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの		
	ロ	遊技場、ダンスホール		
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗		
3	イ	待合、料理店その他これらに類するもの		
	ロ	飲食店		
4		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場		
5	イ	旅館・ホテル、宿泊所その他これらに類するもの		3年に1回:非特定
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅		
6	イ	病院、診療所、助産所	1年に1回:特定	
	ロ	老人福祉施設、有料老人ホーム、更生施設、児童福祉施設等		
	ハ	幼稚園、盲学校、聾学校、養護学校		
7		小学校、中学校、高等学校、大学その他これらに類するもの	3年に1回:非特定	
8		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの		
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	1年に1回:特定	
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	3年に1回:非特定	
10		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場		
11		神社、寺院、教会その他これらに類するもの		
12	イ	工場、作業場		
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ		
13	イ	自動車車庫、駐車場		
	ロ	飛行機、回転翼航空機の格納庫		
14		倉庫		
15		前各項に該当しない事業場		
16	イ	特定防火対象物の存在する複合用途防火対象物	1年に1回:特定	
	ロ	16項イに掲げる以外の複合用途防火対象物	3年に1回:非特定	
16の2		地下街	1年に1回:特定	
16の3		準地下街		
17		重要文化財等	3年に1回:非特定	
18		延長50メートル以上のアーケード		

※複合用途防火対象物(16項イ・16項ロ)は、2以上の異なる用途が存する防火対象物で1項～15項までに掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途が含まれている建物等をいいます。